

## 保証・保守要領

### 1 対象

本仕様書により納入する機器を対象とする。

### 2 期間

5年間とする。(2025年3月1日～2030年2月28日)

経過後の対応については、別途費用・期間を協議の上、決定すること

### 3 体制

- (1) 平日の午前9時から午後5時00分までの受付体制を確保し、連絡窓口を一元化すること。
- (2) 連絡受付後、納入場所へ作業員を派遣の上、復旧作業に着手すること。
- (3) 体制に関する資料を提出すること。

### 4 対応

- (1) 受注者は、仕様書により納入する機器を常時正常な状態で使用できるようにすること。
- (2) 受注者が購入した後に、消耗等により使用上の障害が発生した場合、また、当初の機能を満たさなくなった場合も対応すること。
- (3) 迅速な障害復旧を行うため、あらゆる部品を確実に保有すること。
- (4) 対象機器と対象外機器との相互接続における不具合が発生した場合は、直ちに発注者と協力の上、原因の切り分け作業を行うとともに、障害復旧に努めること。
- (5) 毎日修理を要する状態が連続して数日続く、又は修理部品の調達の見通しが立たない場合は、代替機(後継機種可)と入れ替え対応すること。
- (6) リースアップ後の機器内データ消去、機器返却引き取り等は、受注者負担とすること。
- (7) 部品の交換等により、製造番号、MACアドレスに変更が生じる場合は、速やかに報告すること。

以 上